現地踏査アプリiTEN-FSの利用規約
（2026年11月1日）

株式会社綜合システム

現地踏査アプリiTEN-FSの利用規約と利用申込書

第 1 章 総則
第 1 条(利用規約の適用)
第 2 条(定義)
第 3 条(通知)
第 4 条(利用規約の変更)
第 5 条(権利義務譲渡の禁止)
第 6 条(合意管轄)
第 7 条(準拠法)
第 8 条(協議等)

第 2 章 契約の締結等
第 9 条(利用契約の成立)
第 10 条(変更通知)
第 11 条(一時的な中断及び提供停止)
第 12 条(利用期間)
第 13 条(契約者からの利用契約の解約等)
第 14 条(当社からの利用契約の解約)
第 15 条(反社会的勢力の排除)

第 3 章 サービス
第 16 条(本サービスの種類と内容)
第 17 条(本サービスの提供区域)
第 18 条(サポートサービス)
第 19 条(再委託)

第 4 章 利用料金
第 20 条(有料サービスの種類、利用料金等)
第 21 条(利用料金の支払義務)
第 22 条(利用料金の支払方法)
第 23 条(遅延利息)

第 5 章 契約者の義務等
第 24 条(自己責任の原則)
第 25 条(本サービス利用のための設備設定・維持)
第 26 条(利用者ID、ユーザID 及びパスワード)
第 27 条(バックアップ)
第 28 条(禁止事項)

第 6 章 当社の義務等
第 29 条(善管注意義務)
第 30 条(本サービス用設備等の障害等)

第 7 章 秘密情報等の取扱い
第 31 条(秘密情報の取扱い)

第 32 条(個人情報の取扱い)

第 8 章 損害賠償等
第 33 条(損害賠償の制限)
第 34 条(免責)

別紙
別紙A(第16条(本サービスの種類と内容)、第18条(サポートサービス)関係)

利用規約

第 1 章 総則

（利用規約の適用）
第 1 条　当社は、この利用規約（以下単に「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。
2. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

（定義）
第 2 条　利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 本サービス　利用規約に基づき当社がプロバイダとして契約者に提供する所定のサービス
(2) 本アプリ　モバイル端末を利用した現在位置計測・記録のアプリケーションプログラム
(3) 契約者　利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
(4) 利用契約　利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
(5) 利用契約等　利用契約及び利用規約
(6) 本サービス用設備　本サービスを提供するにあたり、当社が設置又は利用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
(7) 本サービス用設備等　本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
(8) 消費税等　消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
(9) 利用者ID　契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
(10) ユーザID　有料ユーザとその他の者を識別するために用いられる符号
(11) パスワード　利用者IDまたはユーザIDと組み合わせて、契約者または有料ユーザとその他の者を識別するために用いられる符号
(12) 有料サービス　本サービスのうち、当社が別紙Aに定めるサービス
(13) 有料ユーザ　有料サービスの利用を選択し、当社よりユーザIDを発行されたユーザ
(14) マイページ　有料ユーザが利用できる当社ホームページ上の専用ページ
(15) 登録事業所　有料サービスの利用申込時に契約者が当社に届け出た、当該有料サービスを利用する組織の拠点をいいます。

（通知）
第 3 条　当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(利用規約の変更)
第 4 条　当社は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、その効力発生日を定め、効力発生日までに、前条の方法により、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。
契約者が通知において指定された期日内に解約の手続きをとらなかった場合には、変更後の新利用規約に同意したものとします。

(権利義務譲渡の禁止)
第 5 条　契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)
第 6 条　本規約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む。）の専属的合意管轄裁判所は、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所とします。

(準拠法)
第 7 条　利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)
第 8 条　利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第 2 章 契約の締結等

(利用契約の成立)
第 9 条　利用契約は、本サービスの利用を希望する者が、ご利用の端末に本アプリをインストールし、利用規約に「承諾」した時点で、成立するものとします。
2. 当社は、契約者が「承諾」した日から本規約に従うことを条件に、本サービスの利用と本アプリの非独占的な使用を許諾します。

(変更通知)
第 10 条　契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社所定の方法により遅滞なく当社に通知するものとします。
2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより通知の不到達その他の事由による損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(一時的な中断及び提供停止)
第 11 条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
(1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
(2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
(3) 当社が利用する通信回線、電力等のインフラストラクチャに生じた事象により、本サービスを提供できない場合
(4) その他天災地変、感染症・疫病等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、契約者が第14条(当社からの利用契約の解約)第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用期間)
第 12 条　本サービスの利用は、契約者に本サービスの提供を開始した日から効力を生じ、当社が本サービスの提供を終了するまで継続するものとします。
2. 本サービスのうち、有料サービスの利用については1年単位とし、有料ユーザに本サービスの提供を開始した日から起算し、翌年の契約応当月の末日を契約終了日とします。なお、有料サービス申込後のキャンセルや中途解約はできないものとします。
3. 有料サービスの有効期間満了日の1ヶ月前までにお客様から利用契約の解約等の意思表示がない場合、同サービスは1年間継続されるものとし、以後も同様とします。

(契約者からの利用契約の解約等)
第 13 条　契約者は、本アプリをインストールした端末から削除することにより本サービスを解約することができます。ただし、有料ユーザについては以下により別途、有料サービスの解約手続きを行う必要があるものとします。

2．有料サービスの解約または、対象製品の変更をする場合、有効期間満了日の1ヶ月前までに解約・変更届にて申し出を行うものとします。
3．前項の手続きを行った時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
4．事由の如何に関わらず、お支払いいただいた費用、消費税等は返金しないものとします。

（当社からの利用契約の解約）
第 14 条　当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
(1) 利用申込書､利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は契約締結の判断に影響を及ぼす事項に関する記入もれがあった場合
(2) 支払停止又は支払不能となった場合
(3) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
(4) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
(5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
(6) 利用契約等に違反し、当社がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合
(7) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
(8) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2．有料ユーザは、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

（反社会的勢力の排除）
第 15 条　契約者及び当社は、自らが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者などの反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2．契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。
3．契約者及び当社は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続が不適切である場合、利用契約を解除することができるものとします。

第 3 章 サービス

(本サービスの種類と内容)
第 16 条　当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙Aに定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。
2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
(1)　第34条(免責)第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
(2)　当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
(1)　ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
(2)　本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問い合わせ
4. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。
5. 当社は、本サービスの種類と内容を随時変更することがあります。この場合、第4条(利用規約の変更)に従った手続を行います。
6. 当社は、本サービスの提供及び利用が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他の知的財産権（以下「知的財産権」といいます。）を侵害しないことを保証するものではありません。なお、当社は、本サービスの提供及び利用が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他の知的財産権を侵害することを知ったときは、当社の裁量において、本サービスの提供及び利用が将来第三者の知的財産権を侵害しないようにするための措置を講じるものとします。この場合、当社は、必要に応じて、本サービスの内容及び提供条件を変更し、又は本サービスの一部を廃止することがあります。

(本サービスの提供区域)
第 17 条　本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

(サポートサービス)
第 18 条　当社は、別紙Aに定めるサポートサービスを利用契約に基づき契約者に対して提供するものとします。

(再委託)
第 19 条　当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第31条(秘密情報の取扱い)及び第32条(個人情報の取扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 4 章 利用料金

(有料サービスの種類、利用料金等)
第 20 条　有料サービスの種類、利用料金等は、ホームページ等に記載するものとします。
2. 有料サービスの利用が所定の期間に満たない場合であっても利用料金の日割り計算等は行わないものとします。
3. 当社は、有料サービスの契約終了日の2ケ月前までに、有料ユーザに利用契約の変更内容を通知することにより、本サービスの種類、内容及び利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。

(利用料金の支払義務)
第 21 条　有料ユーザは、有料サービスの利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）について、当社所定の利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第11条(一時的な中断及び提供停止)第3項の定めに従い、有料サービスの提供を停止することができるものとします。
2. 利用期間において、第11条(一時的な中断及び提供停止)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により有料サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、有料ユーザは、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

(利用料金の支払方法)
第 22 条　有料ユーザは、有料サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、有料ユーザの負担とします。
(1) 請求書決済方式の場合、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うものとします。
(2) その他当社が定める支払方法により支払うものとします。

(遅延利息)
第 23 条　有料ユーザが、有料サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、有料ユーザは、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、有料サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、有料ユーザの負担とします。

第 5 章 契約者の義務等

(自己責任の原則)
第 24 条　契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報（データ、コンテンツを含みます。）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

(本サービス利用のための設備設定・維持)
第 25 条　当社は、本サービスの改良のため必要であると判断した場合、及び本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送する情報（データ、コンテンツを含みます。）について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

(利用者ID、ユーザID 及びパスワード)
第 26 条　契約者は、利用者ID、ユーザID及びパスワードを第三者に譲渡、開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。
2.有料ユーザは、ユーザID及びパスワードを登録事業所に所属する者に限り共用することができるものとし、登録事業所に所属しない第三者に譲渡、開示、貸与、共有してはならないものとします。また、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。
3.利用者ID、ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 第三者が契約者の利用者ID、ユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失により利用者ID、ユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(バックアップ)
第 27 条　契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供又は伝送する情報（データ、コンテンツを含みます。以下「契約者等のデータ」といいます。）については、自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。ただし、連携機能に関連して当社が受領し保有する契約者等のデータについては、次項以下の定めによるものとします。
2. 有料ユーザが別紙Aに定める連携機能を利用する場合、当社は、当該連携機能の提供に必要な範囲で契約者等のデータを受領し、連携機能の提供、運用及び保守のために必要な処理を行うことができるものとします。
3.当社は、連携機能に関連して受領した契約者等のデータについて、法令及び当社が別途定めるプライバシーポリシーに従い適切に取り扱うものとします。

4. 当社は、利用契約が終了した場合又は有料ユーザが連携機能の利用を終了した場合、連携機能に関連して当社が受領し保有する契約者等のデータについて保管義務を負わず、法令上保管義務がある場合を除き、当社所定の期間経過後、これを消去することができるものとします。当社は、当該消去又はデータの復元不能等により契約者等に生じた損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

（禁止事項）
第 28 条　契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
(1) 本アプリの複製、翻訳、翻案等の改変を行うこと
(2) 本アプリの販売、配布、再使用許諾、公衆送信（送信可能化を含みます。）、貸与、譲渡、またはリースその他の処分を行うこと
(3) 本アプリに設けられたコピーガード等の技術的な保護手段を回避する方法で使用すること
(4) 本アプリの一部または全部のリバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行い、またはその他の方法でソースコードを抽出すること
(5) 第三者が複製できるように本アプリを公開すること
(6) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
(7) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
(8) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
(9) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
(10) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
(11) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
(12) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
(13) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
(14) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
(15) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
(16) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
(17) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
(18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
(19) 登録事業所に所属しない者に有料サービスまたはユーザIDを利用させる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第 6 章 当社の義務等

(善管注意義務)
第 29 条　当社は、本サービスの利用期間中、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

(本サービス用設備等の障害等)
第 30 条　当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 前各項に定めるほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第 7 章 秘密情報等の取扱い

(秘密情報の取扱い)
第 31 条　契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
(1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
(2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
(3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
(4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
(5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
(6) 契約者等が当社に対し、本サービスにおいて提供、伝送する情報(データ、コンテンツを含みます。)
2. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を記載した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第19条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て資料等を複製、改変したものを含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを消去するものとします。
7. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

(個人情報の取扱い)
第 32 条　契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関する法律その他関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取扱いについては、前条(秘密情報の取扱い)第4項から第6項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第 8 章 損害賠償等

(損害賠償の制限)
第 33 条　債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責めに帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は当該契約者から受領した利用料金に相当する額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第30条(本サービス用設備等の障害等)第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責めに帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

(免責)
第 34 条　本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとします。なお、当社は、以下各号のいずれかの事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
(1) 天災地変、騒乱、暴動、感染症・疫病等の不可抗力
(2) 本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
(3) 本サービス用設備からの応答時間等本サービス用設備等の性能に起因する損害
(4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入
(5) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
(6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
(7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないハードウェア、ソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
(8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
(9) 刑事訴訟法第 218 条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
(10) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任及びその業務の監督について相当の注意をしても損害が回避できない場合など当社に責めに帰することができない場合
(11) その他、当社の責めに帰することができない事由
2. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

2026年11月1日改定
株式会社綜合システム

別紙A

サービスの種類及び内容は以下のとおりとします。

1. 製品サービス
現地踏査アプリケーションiTEN-FSの提供。

2. サポートサービス

(1) 内容と種類
提供可能になった場合の、本サービス用設備中のソフトウェアの更新版の提供

(2) サービス窓口(連絡先)
利用契約において、電話、電子メールアドレス等の連絡先を定めるものとします。

(3) サービス時間
サービス時間：月曜日から金曜日(祝日及び 夏期休業・冬期休業期間を除く)、9時から12時、13時から17時30分まで

3. 本サービス用設備に関する仕様
契約者は、自らの費用でシステム要件を充たす契約者設備を設定・維持するものとします。
なお、システム要件については要件表に定めるものとします。

4.有料サービス
各サービスの価格については料金表に定めるものとします。
有料ユーザはマイページにログインすることで、有料サービスの確認、利用、問い合わせ等が行えるものとします。

機能名称	**概要**	**備考**
CSV エクスポート	CSV データの出力機能	修正版、アップデート版の提供を含む
エクセルエクスポート	エクセル形式での出力機能	修正版、アップデート版の提供を含む
KML エクスポート	KML データの出力機能	修正版、アップデート版の提供を含む
iTEN-Platform 連携	iTEN-Platform でのデータ共有その他機能	iTEN-Platform へのログインが必要
問い合わせサポート	・製品の導入や起動方法に関する説明 ・製品の基本的な使い方に関する説明	電話サポートは弊社営業日の 9:00～12:00、13：00～17:30 まで。 以下の事項はサービスの対象範囲外といたします。 ・コンピュータ、Windows、他社製品、ネットワークなど本サービス以外の内容に関する問い合わせ ・弊社が動作を保証していない環境で利用した場合に起こる問題に関する問い合わせ ・対象製品の旧バージョンの使用に関する問い合わせ